

エ 既存システム・ネットワークとの関係の整理

各地域に、既存のネットワークが存在している場合もあり、新たなネットワーク構築には、機能の重複や費用面からもハードルが高い。

そこで、名古屋市では、既存のネットワークの役割を表により整理し、子ども・若者支援協議会の意味を確認した。大田市においては年齢等により既存ネットワークではカバーできなくなる時に、子ども・若者支援地域協議会のネットワークにつなぐこととしている。

**【各地域における事例】**

- ・名古屋市では、相談種別機関及びネットワーク会議を次図のように一覧表に整理した。基本的に子ども・若者にとっての困難タイプでネットワーク会議も構成されており、困難タイプを横断するようなネットワーク会議は見当たらず、行政部局や官民の横串を刺して各機関に参画を求める子ども・若者支援協議会の意味が確認された。(名古屋市)
- ・大田市では子育て支援課が協議会の調整機関となるが、子育て支援課では要保護児童対策地域協議会の事務局も務めている。また大田圏域における思春期保健連絡会のメンバーでもある。要保護児童対策地域協議会や思春期保健連絡会の対象となる場合にはそれぞれのネットワークで対応する。年齢を過ぎて対象から外れてしまう場合に引き続き支援や見守りが必要なケースにおいては、子ども・若者支援地域協議会で支援を継続するよう考えている。同じ部局が担当しているため情報は把握しており、行政内部での対応は図りやすい。要支援者の同意を取ることが必要となる。(大田市)

図表 37 名古屋市における主な相談機関

○ 相談種別機関及び関係会議

相談全般	18歳未満	中央児童相談所 西部児童相談所 教育センター（ハートフレンドなごや）	
	20歳未満	少年センター	
ニート	なごや若者サポートステーション 若年者自立支援サテライト事業（NPO3団体）		若年者就労支援推進会議
ひきこもり	ひきこもり地域支援センター 保健所		ひきこもり支援関係団体連絡会議 地域精神保健福祉関係連絡会
不登校	子ども適応相談センター（なごやフレンドリーナウ）		いじめ等対策委員会 いじめ・問題行動等防止対策連絡会議
虐待	中央児童相談所 西部児童相談所 子ども家庭支援センターさくら なごやっ子SOS CAPNAホットライン 社会福祉事務所		なごや子どもサポート連絡協議会 なごや子どもサポート区連絡会議 なごやっ子SOS定例会
障害	相談	障害者地域生活支援センター 発達障害者支援センター（りんくす名古屋） 社会福祉事務所	障害者自立支援協議会 障害者就労支援推進会議 発達障害者支援体制整備検討会
	雇用	障害者雇用支援センター 障害者就業・生活支援センター	
雇用	新卒者・求職者	なごやジョブサポートセンター	
	生活保護	社会福祉事務所	

#### (4) 個別支援体制の構築

##### ア 会議の構造設計

協議会の運営方法は、設置主体が都道府県か市町村か、市町村であっても大規模か小規模か等により事情が異なるため一律に考えることはできないが、「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月3日内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)では、理想的には 構成機関の代表者会議によって組織される代表者会議、実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、 個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とすることを推奨している。ただし、地域の実状に応じて二層構造も想定されている。

このような中で、広島県では二層構造が、新潟市では三層構造が採用されている。

##### 【各地域における事例】

・広島県が設置予定している子ども・若者支援地域協議会は、 構成機関の代表者が協議会の基本的な運営方針や困難ケースの支援方針を協議する代表者会議、構成機関の実務担当者が地域における顔の見える関係づくりを行い、支援のネットワークの形成・強化することにより効果的な連携方法を協議・検討する実務者会議、により構成している。(広島県)

・新潟市若者支援協議会は 全体会議、 実務代表者会議、 個別支援検討会議を置く3層構造となっている。

全体会議は若者支援センター「オール」の見守りを行うユースアドバイザーにより構成し、年4回開催する。目的は若者支援協議会の役割と運営について理解する、また守秘義務を徹底することである。

実務代表者会議は関係機関の実務代表者により構成する。協議内容は個別支援検討会議での課題、若者支援センター「オール」の課題、他機関からの分野を越えた複数機関との連携が必要な相談内容を協議する。場合によっては、個別支援検討会議の要請を行う。

個別支援検討会議は複合的な困難事例を連携しながら解決する。協議会構成機関全体から必要に応じて以下の手順にて随時召集・開催する。

- 1 若者支援センターは3回の面接を行い、単一機関へのリファーはできないと判断。
- 2 事例検討会議を開催し、スーパーバイザーのアドバイスを受け、主となる支援機関や関係する機関に対して開催要請をする。
- 3 個別支援検討会議を開催し、複数機関での今後の支援方針を協議する。
- 4 センターは議論の概要及び会議の結果を記録保存する。
- 5 困難を有する若者又は、家族に対し、支援方針等必要な事項を伝達する。

## イ 調整機関の役割設計

協議会の調整機関は、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議のそれぞれの運営主体として、様々な関係機関の取組をコーディネートする役割が期待されている。

このような中で、新潟市では、支援現場である若者支援センター「オール」と協議会を調整する役割で動いている。

### 【各地域における事例】

- ・新潟市における調整機関は生涯学習課青少年室が担当している。若者支援センター「オール」と協働し若者支援を行う、「オール」と「支援協議会」の調整機関である。具体的な業務は新潟市若者支援センター企画・運営委員会の運営、新潟市若者支援協議会の調整（若者支援協議会の運営、個別支援検討会議の開催、センターの課題に対する協議内容のセンターへのフィードバック）、ユースアドバイザー養成講座開催、ユースアドバイザー運営委員会の開催等である。（新潟市）

## ウ 指定支援機関の役割設計

指定支援機関は、実際の支援主体として、従来公的機関では対応が困難であったひきこもり状態にある子ども・若者への、訪問支援も含めた支援の展開が期待されている。

このため指定支援機関には子ども・若者支援の専門的ノウハウ・知見や実績が求められる。

このような中で、天理市、石狩市、大分県では子ども・若者支援において専門的ノウハウを持ち、関係機関とも以前から連携しながら支援を進めてきた実績がある機関を指定支援機関として指定している。

### 【各地域における事例】

- ・天理市では、NPO 法人若者サポートステーションやまを指定支援機関として指定して、調整機関と連携し、協議会運営が円滑に図られるよう設計している。（天理市）
- ・石狩市では、平成 24 年度からひきこもり相談を NPO 法人法人ふれあい広場タンポポのはら「相談室ヨルド」に業務委託しており、不登校、ひきこもりの事情に明るい同法人を協議会の指定支援機関として検討を進めている。「相談室ヨルド」には 3 名の相談員が配置されており、不登校やひきこもりの支援を行っている。（石狩市）
- ・大分県では平成 19 年に青少年に関する相談窓口として青少年自立支援センターを立ち上げ、社会福祉法人清浄園に業務委託して運営してきた。子ども・若者地域支援協議会も青少年自立支援センターに寄せられる相談に対し協議会での検討を行うことになるため、円滑な運営を図れるよう今後も社会福祉法人清浄園に指定支援機関の役割を果たしてもらう予定である。（大分県）

## エ 子ども・若者総合相談窓口及びその役割設計

子ども・若者総合相談センターは、子ども・若者が相談する際の「たらい回し」を防ぐ「ワンストップ相談窓口」としての機能が期待されている。また、自ら対応できない案件については適切な機関を紹介する等相談の一時的な受け皿となることがその機能として求められている。

このような中で、若狭町、石狩市、大分県では子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う機能を持つ総合相談センターを設置している。

### 【各地域における事例】

- ・若狭町では子ども・若者総合相談センター「若狭町子ども・若者サポートセンター」を設置し、子ども・若者育成支援に関する相談への対応、関係機関の紹介やその他の情報提供及び助言を行っている。必要に応じて訪問支援も行っている。  
(若狭町)
- ・石狩市では、平成 24 年度からひきこもり相談を NPO 法人法人ふれあい広場タンポポのはら「相談室ヨルド」に業務委託しており、協議会設置後は「相談室ヨルド」を総合相談窓口とする予定で検討を進めている。(石狩市)
- ・大分県では既存の青少年自立支援センターを子ども・若者支援の総合相談窓口とする予定である。青少年自立支援センターはワンストップの総合相談窓口として開設しており、初回相談から概ね 5 回程度の面談を目途に、適切な支援機関へリファーしていく。現状ではひきこもり相談が多いが、今後は非行系も含めた幅広い相談に対応することになる。またケースによっては家族も含めて複合的な問題を抱えている場合があり、その場合にはケース検討会議を経て複数機関へリファーすることとなる。そのような支援を実現するためには、相談窓口において協議会での情報共有に対する説明と同意を求めておくことが不可欠である。

## オ 学校との連携の模索

若者支援の現場において、高校、大学中退者に関するケースが多く扱われている。中退者は学校から離れた後にその所在や状態の情報が把握できず、問題が深刻化してしまうケースが少なくない。このため、支援の必要性が高いが、公的機関につながりにくい高等学校・大学の中退者の情報把握が重要となる。

このような中で、若狭町では中学校の保護者会にて啓蒙啓発を行った。勝央町では町内の小中学校、高等学校の校長を代表者会議の委員とした。

### 【各地域における事例】

- ・若狭町では、町内の 2 校の中学校の保護者会にて、ユースアドバイザー養成講習会

を実施し、今後問題を抱える可能性のある子どもをもつ保護者、教師に対して予防啓発を行った。具体的にはネットいじめについての講習会を実施した。講習会終了後には、総合相談窓口についての案内を行い、保護者、教師にむけて知ってもらう機会が出来た。(若狭町)

- ・勝央町では、小中学校の不登校率が県内でも高い数値にあったため、町内にある全小中学校と高等学校の校長を代表者会議、実務者会議の委員とし、義務教育後の支援の連携を模索している。特に地元高校の勝間田高校の中退率も高く、その予防や中退後の支援について検討を進めている。(勝央町)

#### カ 医療機関との連携の模索

ケース検討会議において多面的なアセスメント、支援計画策定等に取り組む過程において、医療機関との連携も重要である。医療機関は、アセスメントにおける専門的見地からの助言や、支援過程において協働での支援実施主体としても期待される。

このような中で、石狩市では協議会の構成機関として地元の精神科・診療内科より精神保健福祉士が参加している。また勝央町では地元の開業医であり校医も務めている医師が協議会メンバーとして参加している。

##### 【各地域における事例】

- ・石狩市では、協議会の構成機関に地元の精神科・心療内科がある熊谷病院が参画しており、精神保健福祉士として発達障がい等を持った子どもとその保護者の支援を行っている支援者が現場の意見を投げかけている。(石狩市)
- ・勝央町では、地元の開業医であり、学校での健診等を行っている校医が協議会の構成メンバーとして参画している。子ども・若者の現状について、医療的見地から協議会に求める機能や支援の流れ等に対する助言を得ることができている。(勝央町)

#### キ 協議会内の個人情報の取扱い

協議会において、法第 24 条において、「協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」と秘密保持義務が規定されている。

関係機関において、秘密保持のルール共有、ルール保持のためのツール（誓約書等）の整備が求められている。

天理市では個人情報の取扱いに関する同意書の内容について検討を行っている。石垣市では各機関において個人情報の取扱いに関する同意書の取得をするよう依頼を行った。

##### 【各地域における事例】

- ・天理市では、相談者に向けた個人情報の取扱いに関する同意書の内容について、

実務者会議及び代表者会議で検討を行った。特に要援護者の情報を地元自治会長や民生委員に提供している福祉部局に相談を参考にしながら、個人情報を作成機関に提供することや同意書の記載内容について検討を進めている。(天理市)

- ・石垣市では、関係機関の各相談窓口に寄せられる相談の中から、地域協議会での検討が適当であると判断するものについて、協議会にて協議を行う予定である。その際、協議会への個人情報の提供に関して、各機関において相談時に個別に同意書を取得しておくことが必須であり、このことについて協議会立ち上げ前の段階で各機関に依頼を行った。

#### (5) 評価の仕組の構築

##### ア 協議会活動の評価指標の設定

協議会活動は、継続的にその取組を拡大させていくためには、どのような成果が生じたのかを明らかにし、広く地域内で周知、広報していく必要がある。また、協議会活動の効果性、効率性を高めるためにも、活動評価を行い、改善点を明確化していくことが求められている。

石狩市では SROI を用いて試行的に評価を行った。また新潟市では若者支援センター「オール」の活動を評価する評価シートを作成した。

##### 【各地域における事例】

- ・石狩市では、ひきこもり相談の業務委託を行っている「相談室ヨルド」の相談業務について、社会的インパクトを測定する手法として欧米で取り入れられている SROI (Social Return on Investment) を用いて試行的に評価を行った。相談者の状態の改善度合いを数値化することで客観視できる視点を持つことが出来た。今後は協議会の評価指標のひとつとして、更に検討を進めていく予定である(石狩市)
- ・新潟市においては、若者支援センター「オール」の業務について評価を実施するため、外部より有識者を招き、年回4回の評価審議委員会を開催して、評価手法を検討した。その成果として評価シートが完成し、来年度より試行的に実施していく予定である。(新潟市)

図表 38 新潟市における支援実績と自立度の変化

新潟市若者支援センター「オール」評価シート（案）

	評価項目・観点（評価資料）	評価基準（4段階評価） ※少数点数以下 切り捨て	評価
相談	1 適切な機関・団体にリファーできたか。 （リファー先の機関・団体の評価平均）	1点：不適切 2点：やや不適切である 4点：まあまあ適切である 5点：適切である	点
	2 適切な機関・団体にリファーできたか。 （相談員の自己評価平均）	1点：不適切 2点：やや不適切である 4点：まあまあ適切である 5点：適切である	点
	3 実務代表者会議を開催し、課題の解決に向けて方向 づけを行うことができたか。（機関の評価平均）	1点：できなかった 2点：ややできなかった 4点：まあまあできた 5点：できた	点
	4 個別支援検討会議を開催し、連携した協働支援体制 をつくることができたか。（機関の評価平均）	1点：できなかった 2点：ややできなかった 4点：まあまあできた 5点：できた	点
	5 相談班とユースアドバイザーとの連携ができてい るか。（相談班とユースアドバイザーの評価平均）	1点：できてない 2点：ややできてない 4点：まあまあできている 5点：できている	点
	相談の総合評価 5点以上9点以下=C 10点以上19点以下=B 20点以上25点=A		点
居場所	1 話し相手になった人数（月の実績平均） 人	1点：20人～44人 2点：45人～69人 4点：70人～94人 5点：95人～	点
	2 ミニ講座の参加者人数（月の実績平均） 人	1点：0人～19人 2点：20人～39人 4点：40人～59人 5点：60人～	点
	3 事業や相談につないだ人数（月の実績平均） 人	1点：0人～ 3人 2点：4人～ 7人 4点：8人～11人 5点：12人～	点
	4 安心な居場所であるか（居場所利用者のアンケート 評価平均）	1点：安心できない 2点：少し安心できない 3点：まあまあ安心できる 5点：安心できる	点
	5 ユースアドバイザーの対応（居場所利用者のアンケ ート評価平均）	1点：よくない 2点：少しよくない 4点：まあまあよい 5点：よい	点
	居場所の総合評価 5点以上9点以下=C 10点以上19点以下=B 20点以上25点=A		点
事業	1 事業ねらいの達成度（参加者の評価平均） %	1点：0%～25% 2点：26%～50% 4点：51%～75% 5点：76%～100%	点
	2 事業ねらいの達成度（主催者の評価平均） %	1点：0%～25% 2点：26%～50% 4点：51%～75% 5点：76%～100%	点
	3 参加者の人数（定員に対する割合平均） %	1点：0%～25% 2点：26%～50% 4点：51%～75% 5点：76%～100%	点
	4 各支援機関・団体・NPO・YA・若者と連携しながら、 事業を開催できたか。（主催者と連携先の平均評価）	1点：できなかった 2点：ややできなかった 4点：まあまあできた 5点：できた	点
	5 キャリア発達を促す事業であったか。（事業班の自 己評価平均）	1点：よくない 2点：少しよくない 4点：まあまあよい 5点：よい	点
	事業の総合評価 5点以上9点以下=C 10点以上19点以下=B 20点以上25点=A		点
管理運営	1 安全管理マニュアルに従い、センターの安全管理が 徹底されているか。（職員評価平均）	1点：されていない 2点：ややされていない 4点：まあまあされている 5点：されている	点
	2 居場所のルールに従い、居場所の適切な利用がされ ているか。（ユース・職員評価平均）	1点：されていない 2点：ややされていない 4点：まあまあされている 5点：されている	点
	3 居場所の環境が整理されており、若者が気持ちよく 利用できるか。（ユース・職員評価平均）	1点：できてない 2点：ややできてない 4点：まあまあできている 5点：できている	点
	4 センター職員同士、青少年室との連携ができてい るか。（職員評価平均）	1点：できていない 2点：ややできていない 4点：まあまあできている 5点：できている	点
	5 センター職員研修は、計画通り開催され、効果をあ げているか。（職員評価平均）	1点：あげていない 2点：ややあげていない 4点：まあまああげている 5点：あげている	点
	管理の総合評価 5点以上9点以下=C 10点以上19点以下=B 20点以上25点=A		点
総合評価： C評価：20点～39点 B評価：40点～79点 A評価：80点～100点			点

#### イ 協議会活動の評価の流れの明確化

協議会活動の評価においては、評価指標を設定するだけでなく、具体的にどのような流れで評価活動を行い、評価結果をどのように活動改善に反映していくのかというフローを設計しておく必要がある。

札幌市では、評価の流れを具体的に設計し、評価結果を反映させる試みをしている。

##### 【各地域における事例】

- ・札幌市では、協議会の成果を「ノウハウを集積し、現場連携に役立てること」と設定し、各機関が抱える傾向にあるモデルケース事例を蓄積して、事例集の作成を試みた。今年度は、モデルケース検討を実施して連携可能な範囲が見えてきた（札幌市）

#### (6) 合意形成と予算確保

##### ア 協議会設置に向けた合意形成

協議会の設置に向けて、地域内でその必要性・意義や効果、求める役割等について協議し、設置に対する合意形成を図る必要がある。

このことに対して、広島県や名古屋市では、課長級会議や係長級会議を同時並行で進めて事業の必要性に関する合意形成を重層的に進めている。また、外部の学識者、有識者からの提言を事業実施のための参考情報として活用する等、円滑な合意形成のための工夫が見られる。

##### 【各地域における事例】

- ・広島県では、県庁内の合意形成に向けて、「広島県子ども・若者育成支援推進連絡会議」（関係課長で構成）と並行して、同ワーキンググループ会議（担当レベル）を開催することで、重層的な合意形成を図った。また、県・市町の関係機関やNPOの実務者による意見交換会を開催し、連携の課題やあり方について意見交換し、連携の必要性について共通認識の醸成を図った。（広島県）
- ・庁内関係局関係公所による課長級会議、係長級会議を開催するとともに、子ども条例にもとづく「子ども・子育て支援協議会」の専門部会（子ども・若者支援専門部会）を設置して検討し、学識者・行政担当者・有識者から「本市の子ども・若者支援についての提言」を受け、それを持って庁内合意形成に活用した。（名古屋市）

##### イ 予算折衝

協議会の設置後に向けて、調整機関、指定支援機関や総合相談センターの設置運営に必要な費用、それらの機関で活動する支援員の人件費等、円滑な運営を実現するためには、予算確保が求められる。

このことに対して、豊橋市では子ども・若者総合相談窓口の活動について SR01 を用いて評

価を行い、次年度の予算確保に活用している。

**【各地域における事例】**

- ・ 天理市では、総合相談窓口の場所の確保と、嘱託での相談員についての予算を計上し、体制整備に努めている。(天理市)
- ・ 若狭町では、平成 24 年度は、厚生労働省の補助金を用いて総合相談窓口「若狭町子ども・若者サポートセンター」の相談員の予算確保を行っていたが、次年度は町単費で相談員の予算を計上し、体制作りを進めている。(若狭町)